

用語・規定の整理、条項の移動など、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。

命令等	修正箇所	
電波法施行規則等の一部を改正する省令		制定文
	第1条（電波法施行規則）	本文
	第1条（電波法施行規則）新旧対照表中	第7条、第8条、第9条の3、第9条の4、第28条、第28条の5、第31条、第32条の10、第51条の14の2、第51条の14の3、第52条の2及び別図第6号
	第2条（無線局免許手続規則）新旧対照表中	第25条の8の3、第25条の8の4、別表第2号第3、別表第2号の2第6、別表第8号の7及び別表第8号の8
	第3条（無線局運用規則）新旧対照表中	第42条
	第4条（無線設備規則）新旧対照表中	第38条及び第38条の3
	第5条（電波法による伝搬障害の防止に関する規則）	本文
	第5条（電波法による伝搬障害の防止に関する規則）新旧対照表中	第6条、第11条、別表第1号、別表第2号及び別表第3号
	第6条（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則）	本文
附則	第1項、第2項及び第3項	

この他、全体を通して句読点の位置及び備考欄の修正、改正箇所の傍線・破線囲みの統一及びそれに伴う本文の修正並びに改正に係らない条項等の省略を行っています。